

9 二月会脇頭三頭役次第注文
筑前那珂郡 筑前上座郡
周防大島郡 周防都濃郡
(中略)
已上

二月会脇頭式拾貫文三頭拾貫文事、任此注文之旨、国々御代官隨田
數分際、致催促年内可有寺納之、若十二月過者可為一倍沙汰之、次
至此間勤仕在所者、一廻之間可被閣之、仍所定如件、
宝徳二年二月十三日
徳松丸

(盛安(花押)
(内藤) 道行(花押)
宗国(花押)
(内藤) 有貞(花押)
弘直(花押)

(山口県文書館所蔵「興隆寺文書」)

10 来年 水上山興隆寺修二月会脇頭役之事、相当周防国都濃郡畢者、
如先例彼物料廿貫文、古銭事、当年中可寺納之旨、可被致催由候也、
仍執達如件、
天正十九年二月十三日

掃部允(花押)
三浦兵衛頭代
平右衛門尉(花押)
弘中木工助殿
御手洗又右衛門尉殿
(興隆寺文書)

11 (A)御正分大般若經御戸開料清料式十疋分、当料八百文送進候、為御心
得候、恐々謹言、
(文書三)
八月廿五日
二宮大宮司殿 御宿所
有範(花押)

(B)御正分御祈禱大般若經御戸開料古銭式十疋分、当料百疋送進候、可
有御請取候、恐々謹言、
九月廿五日
二宮大宮司殿 御宿所
有印(花押)

(C)明日十二御祈禱大般若經御戸開料古銭式十疋分社納候、儘可被成御
請取候、猶奉期參宮之時候、恐惶謹言、
八月十一日
二宮大宮司殿 参人々御中
尊信(花押)

(D)明後日如法經令奉納候付、御戸開料老貫式百文送進之候、猶令期其
節候、恐々謹言、
三月三日
二宮大宮司殿
修禪寺
実敏(花押)

(長門国三ノ宮忌宮神社文書)

12 請取申料足事
合肆貫式百文者

右為十月会御弊料百疋并御神染料老貫式百文同御連歌料百疋御宿御
祝言料百疋、以上肆貫式百文事、毎年御下行錢、從御政所方請取申
所如件、
天文廿九年十月四日
松崎大專坊
祐雄(花押)

(東京大学史料編纂所架蔵影写本「松崎神社文書」)

13 手日記

- 一 当十月会御代官御人躰依仰可存其旨事、
- 一 同御弊料百疋 清料 御下行事、
- 一 同御連歌料百疋 清料 茶十袋御下行事、
- 一 同御神染料老貫式百文 清料 御下行事、
- 一 同御湯立料拾貫文 当料 御下行事、
- 一 同御與二鉢今度大風仁破損候、当料式百疋被仰付候者再與可仕由
申事、
- 一 同宮司大宮司渡之時、乘馬式疋每年被仰付候、去年者市川方被申
付事、

已上
右御下行物注文如件、
松崎大專坊
永祿三年九月廿日
尊瑜(花押)
赤河源左衛門尉殿
(松崎神社文書)

14 佐波郡御段錢米請方之事
合

- 一 三石三斗 車塚妙見二月十三日御祭上様御祈禱御湯立入目米也、
 - 一 式石四斗 同御神事御供米也、
 - 一 老貫文 古銭 但四貫文当料之御幣料
分米式石四斗 貫別六斗宛
 - 一 老貫式百文 古銭 十月十三日御神樂錢也、但四貫八百文当料也、
分米式石八斗式升 貫別六斗宛
 - 一 老斗 十月十五日御祭礼隨兵御被米也、
以上拾老石式升定
- 右為每年社遣方請取所如件
(二五八七)
天正十五
十月十四日
羽仁次良右衛門尉殿
都治部大夫
好備(花押)

(防長風土注進案10 三田尻宰判下「宮市天満宮文書」)

15 松崎天満宮定灯料并十月御神事御與敵料之請分注文
合

- 一 六貫文 古銭也 定灯料也
- 一 參拾六貫文 六和利錢也
- 一 式貫式百五十文 古銭也 御興かさり料也
- 九貫文 四ハリ錢也 古銭也
- 八貫式百五十文 古銭也
- 以上 四拾五貫文 当料也
- 右請料、毎年佐波郡以御反錢之内、御勘渡之前、注文如件、
(二五七〇)
永祿十三
九月十一日
乘琳坊
空恵(花押)

(松崎神社文書)

16 御判

松崎天満宮定灯料之事、近年以四和利之勘合被相渡候由太以不可然
候、所詮如前々以六和利之算用、对乘琳坊可有勘渡之由候、猶於自
余之坊中者、以六和利有勘渡之由候、右同前被仰付通候間、可被得
其意之由可申旨候、恐々謹言、
(二五六五)
永祿八年
六月三日

栗屋掃部助
元真在判
栗屋内蔵丞
元種同
國司右京亮
元武同
惠心

國司雅樂允殿
井上善兵衛殿
黒川三河守殿

(宮市天満宮文書)

27 去月三日敵一城取付、日々御取相之由、是御忠儀無比類次第候、御辛勞之至候、何篇無油断可申付之條、可御心安候、仍爲兵糧合力銀子廿枚、焙燗十斤、鉛貳貫目進置候、委細從隆景可被申候、猶末國左馬助可申述候、恐々謹言
(元正十)
七月廿日
輝元 御判
(1577) 横井左衛門尉殿 御宿所
【秋藩閩録】卷二五清水宮内

28 先度者乍御返事、其表之様鉢具申下得其意候、先以當分堅固之由候間肝要候、兵糧之儀以銀子差籠候、則此者遣之候、趣可申候、至高田者頓口、中指出候、爰元之儀差隆景被越候間令相談、其口心付之儀不可有油断候、城内彼是之様鉢具可申越候、不及申候へ共、此時之氣遣千萬、肝心候、通路不輒候條節不申遣候、仍銀子三枚進之候、音信計候、猶重々可申候、恐々謹言
(元正十)
六月十五日
輝元 御判
(1578) 湯原豊前守殿
【秋藩閩録】卷二五湯原文左衛門

29 六 毛利輝元書狀
(端裏切封ウハ書)
(墨引)
(前略)
一 山陣道具ハ多分候哉、是又油断候ましく候、
一 成羽うり米ともある由候、先五十枚ほど遣調させ候へ候、
(安藤國)
一 草津兵糧五百ほど可有之様善兵申越候、是ハすくなく候条、内与存米候ハ、引加差上候へと只今申聞候、
(後略)
(吉川史料館所蔵文書 二宮家文書)

30 二六二 織田信長書狀(前略)
(端裏切封ウハ書)
(墨引)
一 信長 〇以下指押しトフ、
一 二月十三日
一 小早川左衛門佐殿 進之候
(1569)

31 三五 花房又七書狀(モト折紙)
吳々我等事罷下候するを、来月十日ニ宰相様毛利殿ニ一ツ被進上候、其計ニ逗留申候、
態申上候、
一 毛利殿 昨日廿四日被成御出頭、御進物大方申入候、
一 銀子 三千枚
一 輝元
一 銀子 五百枚
一 隆景
一 銀子 貳百枚
一 虎皮五枚
一 狸之皮一ツ
一 吉川殿
(中略)
七月廿六日
道悦様
花房 又七
(新出湯浅家文書)

32 又申候、とらひやうの皮候ハ、可給候、頼申候へ、かしく追申候、今度上洛之儀數代珍儀候、此時候条御方別御短息願存候、せめて銀子百枚可有御貸候、返辨之儀可申付候、前後肝心之所候間申事候、其元今ほと御不辨之段差淵底候へとも、御短束候もたと頼存候、古今稀儀候、御分別前候へ、爲此重疊申候、恐々謹言
(元正十)
六月四日
右馬 輝元 御判
(1577) 林泉軒
【秋藩閩録】卷二一山内長五郎

33 毛利輝元自筆書狀
(端裏切封ウハ書)
(二宮就展)
(二太)
(元)
(前略)
一 此春ハ米をた、くあつめ度候、銀子勿論候、其たくミ才覚いか、候ハん哉にて候、我々存候ニハ銀子を下にたり度候、領地を引渡候而かり度候、ミつゝにて此調儀仕度候、つねく入事候へとも、銀山ハ仕つめ候て経言又ハ元ふさ暗二は候条、何もかも不成まで候、あきないならてハ、はや不成候、
(後略)
○天正十二年(一五七四)頃(波多野幸彦氏所蔵文書)

34 友田御社米請取申分
合六百壹俵壹斗壹升之内
遵方注文
一 百貳拾五俵 物仕彦三郎方へ渡也、
(中略)
一 十五俵 宣阿弥へ遵方、十三貫五百文分、但銀子五拾壹文め二分、算用書算文ニ三文め八分宛、野坂藏助方存知也、
一 貳俵 さかな之代、銘々注文有之、
一 貳俵 たきす之代渡也、
一 貳俵 彦五郎方へ渡也、河野惣兵衛方存知也、
(中略)
一 四俵壹斗 眞方逗留中飯米三分、此内少米つませ申候時之飯米、
以上
一 百六十四俵七升内儀御使候、
(一五八二)
天正十年十二月廿八日
清部左馬允 眞方(花押)
(野坂文書)三七号

35 一八八八 着渡方注文(折紙)
天正十年十一月十三日
宮へさかな渡申注文
十一月十三日 とり三ツ代、使小二郎渡之
十一月十四日 三百六十文
十一月十四日 三百廿四文
(中略)
同日 さいけ代、(佐西郡)友田へ
六百文
以上貳貫百卅四文 米貳俵分
(敵島野坂文書)

36 一八八七 焚炭渡方注文(折紙)
天正十年十一月九日
宮へたきす渡申注文
十一月九日 野坂内藏助殿ニちのこせんにて渡之
同日 貳俵 河野惣兵衛方ニちのこせんにて渡之
同日 貳俵 宮へ使同人
以上三十俵代三貫六百文、米三俵分
(敵島野坂文書)

(NO. 4)

37

山口 今伊勢建立付而、為奉加以反錢米之内、
勘渡候、為其申聞候、謹言、
六月五日
輝元 (花押)

同 國司對馬守殿
同 雅樂允殿
同 輝元
黑川三河守殿

〔山口県史 史料編 中世2〕
所収「山口大神宮文書」

38

日向江米つミ下候、然此節候條、三郡当春反錢米之儀
調次第宮・下松・富田船、何成共手はやく候ハハ二可積
下候、殊外遠国、此時之一大事二候條、何かも不入候、
誠無鉢を仕候てなり共、兵糧之短息候て可見候、委ハ此
者可申候、謹言
(天正十五)
三月廿五日
湯平左
てる元公御判
(譜録 湯川三郎左衛門常春)

39

爰元兵糧送之儀、於尔今者肝心候肝心候、然間兩人申談
候て、來秋納之反錢半分も可相調候、地下いたミも不入
候、爰元用段不調候へハ、更以無所詮候間、はたと兩人
勤仕候て可調候、不可有緩候、謹言
卯月十七日
輝元御判
内与三
国雅
(譜録 国司木工信処)

40

〔四天王寺文書〕
定精選條々
天王寺境内
一 ちろ せんとう やけ錢下々古錢 以一併用之
一 ちろやう おぼけ され すと 以五倍用之
一 うちひらめ なんきん 以十倍用之
此外不可撰事
一段錢地子錢、公事錢并金銀唐物絹布質物五穀以下此外諸商賈如有來時
の相場をもて定の代をりかへすへし、
一 諸事れとりうりし精錢と増錢と半分宛ふるへし、此外の其者の挨拶は
はうすへき事
一 惡錢買買かへく停止事
一 精選未決の間、其場へ押入於狼藉者其所の人として相支可令注進若
見除の輩よ至てり可為同罪事
右條々若有違犯之疑者速可被處嚴科之由候也、仍所被定置如件
永祿十二年三月一日
彈正忠判在 ○ 本番、此大ニ紙
花日 押乘アノ運者

41

〔京都上京文書〕
精撰追加條々
一 以八木賣買停止之事
一 糸藥十斤之上段子十端之上茶碗之具百の上以金銀可為商賈但金銀無
之の定之善錢ふるへし、餘之唐物准之此外ハ萬事定之代物ふるへし、然
而互有隱密以金銀買買有之ハ可為重科并ハ檢問之代物買買ふるへし、
一 祠堂錢或質物錢諸商賈并借錢方法度之代物を以て可為返辨但金銀
於借用ハ以金銀可返辨、代物買買ふるへき事
一 見世棚之物、錢定ハ依而、少も執入難あらハ、分國中末代商賈停止ふるへ
し、付諸商賈ハ依て、金銀不可日管停止事
一 大小ハ不寄、荷物諸商賈之物背法度族有之ハ為役人申届可相究若不能
信用ハ荷物悉役人可被沒之事
一 科錢之儀一錢より百文ニ至らハ百疋ふるへし、百疋之上ハいさらハ千
疋ふるへし、其外准之事
一 錢定違犯之輩あらハ、其一町切ニ可為成敗其段不相届ハ、殘惣町一味同
心ハ可申付猶其上ニ至ても手餘之族を以て、可令注進、同背法度族
於告知ハ為褒美要脚伍百疋可充行之事
永祿十二年三月十六日
彈正忠判在 ○ 本番、此大ニ紙
花日 押乘アノ運者

42

尚以、段錢諸成物等錢年貢之事、可為三文立候、已
上
河内國中、錢之取渡之事、京・堺如相定可在之旨、申遣
候間、可有其御意得候、恐々謹言
十二月四日
羽柴 秀吉 (花押)

池田丹後守殿
多羅尾玄蕃殿
野間左吉殿
御宿所
(奈良 法輪寺文書)

43

柴田勝家掟書
國中申出條々
一人足用所之時者、以此印判可召仕、其外一切不可被出、
若為違離令承諾互可為由事、当城普請雖可申付、且為
憐愍且耕作專為可申付也、所詮抛万端可成其覺悟事、
一 國中反錢諸納所錢、如高札以三増倍可入弁事、
(中略)
以上
(二五七〇)
天正四年三月朔日
(柴田勝家)
(黒印)

〔福井県史 資料編5〕所収「野村志津雄家文書」

44

織田庄之内南料所本所分大明神相付分之事
(中略)
田數百三町三反大敷
此分米千五百五十五斗敷
畠數五町七反大三步敷 此代百拾五貫三百四十五文
此代米卅八石四斗五升八合敷
惣都合千五百八十八石九斗五升八合敷
余分九十九石六斗五升八合 但上戸より出
(二五七七)
天正五年卯月八日
本所方三條村
助左衛門
道願兵衛
同
同大玉丸
弥兵衛
同
同
正善衛門
市場村 堤村
院中村 上野村
高橋村 中村
上戸村
吉村
同料所方
才兵衛
道くわん
同南
四郎兵衛
右相渡村九所可有相連候、但此外
上戸村ハ給人御相談之上を以、
家數可有御請取候、以上、
上戸上戸 河はた
右如目錄、千四百八十九石三斗相渡申候、但界之事、給人被仰談尤候、仍如件
織田寺
(黒印)
市橋主計首
為則(花押)
野間久左衛門尉
吉勝(花押)

45

〔福井県史 資料編5〕所収「劍神社文書」
多聞院日記二十六
(二五八〇)
天正八年十月
九日指出又双番ニシテ付字百姓可誓出由申
間又調了方ハ誓様ニ煩敷申沈思と、
一 私取ル天野供ハ禪識房へ渡之、毛見去年ニ半
減也、
一 坂手味喰ニアル久敷取ツル供ハ長善ニ渡了、
十日又錢地子米ニナシテ可誓出由又誓直遣之、
ヒセン又上了、

九三八 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

其方分國中出來之銀子山運上儀、不相易奉行可被申付旨被仰出候處、則爲下代林柳澤兩人申付、御公用運上不可有由斷旨、尤候、就其銀子參百枚到來、悅思召候、猶淺野彈正少綱可申候也。

卯月廿五日 (秀吉朱印)

羽柴安藝宰相との

〔大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書〕

97

一 爲鉛塩消御調、長崎江銀子被遣二付、御蔵米石助へ被遣外間、銀子早速相調外様、可在御馳走外、爲御奉行近真吉兵衛尉被差遣外様、子可被速直談判、恐、謹言

三月廿四日

益庵 駒井

林肥前守殿 御宿所

石見江被遣外御蔵米之覺
一 壹万三千石也

三月廿四日

益庵 駒井

石見山奉行 參

〔増補駒井日記〕文祿三年 (一五九四)

98

一、今度以御檢地之上被作相定年貢米錢之外、對百姓臨時、非分之儀一切不可申付事

一、盜人之儀堅御成敗之上者、其郷在所中として聞立、有様二可申上之旨、百姓以連判致警番可上之、若見隠聞かくす二付而ハ、其一在所可爲御事

一、人を売買儀一切可停止之、然者去天正十六年以來、二売買族被作奇破之条元のことく可返付、於向後人を売もの、事ハ不及申、一買もの共二曲事候間、聞立可申上之、可被加御褒美事

一、諸奉公人者面々以給恩其役をつとむへし、百姓ハ田島開作を專二可仕事

一、日本六十余州在々百姓刀・わきさし・弓・鎗・鉄炮一切武具類持候事、御停止二付而、悉被召上候、然者今度出羽・奥州兩國之儀同前二被仰付候條、自今以後自然所持候百姓在之者、其もの、事ハ不及申、其郷共二可爲同罪事

一、在々百姓他郷へ相越儀有之者、其領主へ相届可召返、若不能届付而ハ、相拘候もの共二可爲御事

一、永楽錢事、金子壹枚二式拾貳文宛、ひた錢にハ永楽一錢二可爲三錢立事

右条々若於違犯之輩者可被加御成敗者也
天正十八年八月十日 (朱印)

(一五九〇)

石田治部少輔殿

(個人藏・大阪城天守閣特別展「秀吉家臣団」図録)

99

一 豊臣秀吉朱印狀 (折紙) (花岡八幡宮文書)
京都大坂与名護屋之間、海陸續夫次馬次船仕候所々江、公用百貫文宛被渡置候、則聞白殿如下知之、印判書付次第、右之代物相渡、追而可遂算用候、次錢定之儀被仰付候、奉行共之判形候任高札之旨、及吳儀族在之者、召出迷札明、実犯於爲顯然者、速可處敵科候、委細大一坊・山路少兵衛・大嶋又右衛門尉可申聞候、猶以万疋之鳥目預り置、對面三使儘請取状可遣候也、
(天正廿二年)

八月廿四日 (秀吉朱印)

花岡 奉行

50

一六 豊臣秀次朱印狀

京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事

京よりハ 関白殿御朱印

大坂よりハ 北政所殿御をして

なこやよりハ 大岡様御朱印

右之所々二一文遣之精錢百貫文宛被置候條、次馬つき飛脚如御定、可相渡候事

馬二者一里二付而、精錢拾文宛、十里之分合百文哉事

次夫一人一里二付而四文宛、十里之分合四拾文哉事

人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事

馬之荷一駄三拾貫目たるへき事

御朱印御をして被置候條、任其旨相渡、追而可遂算用事

次馬次夫之事、右之御朱印御をして無之候ハ、かりことにて可有之候間、一切不可許容事

駄賃馬人足かり候ニおめてハ、上より被下候ことく、駄賃之高下な

く、かし可申事、

右条々堅被相定置訖、若於相背者、可被處敵科者也、
(一五九三)

天正廿年八月日 (秀次朱印)

花岡奉行

51

二〇 豊臣秀次朱印狀

大坂よりなこやへつき舟

京よりハ 関白殿御朱印

大坂よりハ 北政所殿御をして

なこやよりハ 大岡様御朱印

右浦々ニ一文つかひの精錢百貫文あて置せられ候ハ、つき舟二可被下ために候、但奉行相紛悪錢をつかひ候者、御定のことく何せんにも増を入可請取事

繼船四たんはたるへく候、巻艘巻里二付、右之公用廿文にて十里之分合式百文哉事

御定之御朱印御をしてめい、請取置、つきふね二遣之、追而算用可仕候、自然御朱印御をして無之族、つきふね之儀雖申付、不可許容事

右条々若於違犯之輩者、忽可被處敵科者也、
(一五九三)

天正廿年八月日 (秀次朱印)

下のセキ

52

大樽浦繩打目録写

大樽浦繩打目録 屋敷

一、巻段半巻歩 分米式石式斗五升四合巻勺七才 但反別巻石五斗宛

一、巻町七段 分米拾式石七斗五升 但式反巻反二して 野島

一、巻町八段五拾巻歩 山畑

分錢十九貫七拾文 但反別五百文宛

此代米として六石三斗五升五合三勺五才 但同別三貫文宛

合式拾巻石三斗五升九合五勺式才

此外 巻段三百式拾六歩 道塚

以上

右御田島立合繩打相究、野川道塚除之打渡者也、仍件

(一五八四) 天正拾式七月八日 杉若 藤次郎 市村 左近

水野 六左衛門尉 大谷 彦十郎

香川 久左衛門尉 河村 加介

大樽浦百性中

(福井県史 資料編5中・近世3) 所収

108 毛利氏分國掟條々

分國掟之条々

一諸關停止之事

付、今月一日ヨリ可被引事

一渡舟定之事

付、壹人別南京五文

付、荷物ハ八文

付、荷馬ハ拾貳文、たゞ馬ハ八文

付、順礼ハ舟ちんなしに可渡事

(中略)

以上

(一五六六) 天正十四年六月一日

桂左衛門大夫 就宣 (花押)

粟屋掃部助 元真 (花押)

渡邊石見守 長 (花押)

天野殿

(「広島県史 古代中世資料編V」所収「天野毛利文書」)

54

石州美濃郡之内御檢地目録之事

合 益田元祥領

一田數百三拾貳町五十歩 白上郷

(中略)

田數千六百七拾九町四段大卅五歩

分米九千八百五拾三石三斗六升

以上畠數七百廿一町八段半五十歩

代千貳百拾六貫百三十五文

代六拾一貫貳百五十八文諸市浦屋敷共ニ

已上代千貳百七拾七貫三百九十三文銀

千貳百七拾七石三斗九升三合但和判石町

并米一万千三百三拾石七斗五升三合代方加之

屋敷數三千百卅一ヶ所

諸市浦屋敷共ニ

右打渡之前目録如件、

天正十九年正月十一日

國司 雅榮允 (花押)

内膳 余三右衛門尉

長井 右衛門大夫

益田伊豆守殿
宅野不休軒
増野以雲軒

(「益田文書」第三十四)

55

(A) 御神領之覚

一 九石参斗七升三合 備後重永

一 参石九斗 横田

一 貳石五斗八升 佐々部

一 六石五升 深川

但御反鏡銀貳拾四貫文之分、
備後山中

(後略)

(B) 御神領之覚

一 壹石五升代在所備後重永内行遠名、御檢地にて九石三斗七升三合、

屋敷三ヶ所、

(中略)

一 拾貳貫文備後山中、但銀廿四メ参候、

元就様御寄進 天文十九年十一月二日

(後略)

(「贈村山家証文」)

56 1165 毛利氏奉行人書狀 (折紙)

當國御反別御理之通承届候、然共此段者惣國之法度候間、不可相成候、尙一乗坊へ申通(候)

十月廿二日

大聖院

棚守殿 御返報

御返報

57

二二〇 殿島社内侍等所領出錢覺

侍方所領古結

合

貳百廿貳石

反別壹石二十三文懸ニシテ三貫四百五十七文、目録共ニ、但此銀子三十一匁一分一リ、四

家衆

五十七石七斗

反別壹石二十三文懸ニシテ貳貫百五十三文、目録共ニ、但銀ニシテ九匁三分八リ、二

樂人舞方

百十七石貳斗七升

右反別壹石二十三文懸ニシテ四貫三百三十八文、但銀ニシテ三十九匁五リ、四

右合八十九匁五分四リ

58

九六六 毛利氏所務役人京御米公納請取狀并裏判

請取申京御米之事

合五拾石六斗定(新京拜)

右者、殿嶋棚守殿并社家内侍御分限相當御賦御米、去文四十二月廿六日領家六郎左衛門尉

三浦八兵衛尉渡狀之前、以元米宇多田弥三郎方公納所如件、

(一五九七) 慶長貳九月朔日

粟屋平右衛門尉代

棚守殿様

社家内侍中 御奉行中

(「殿島野坂文書」)

59

筑前国那珂郡住吉村之内百石地田畠打渡之事

一 田數拾壹町六段大拾歩

分米九拾八石貳斗五升貳合

一 畠數七段三拾歩 畠數共ニ

分古錢六百四拾貳文 但二季分

為石壹石九斗貳升六合

合田畠數拾貳町三段大四拾歩

分米百石壹斗七升八合

已上

天正廿年十一月十五日

手島市介 (花押)

宗近新左衛門尉 (花押)

高尾又兵衛尉 (花押)

黄梅院 御納所 (東京大学史料編纂所架蔵影写本「黄梅院文書」)

60

五〇 銀子直段賃錢等掟書影寫

○コノ文書ハ影寫本ノ掟書ニシテ江戸時代初期ノモノナラン、

一 銀子拾兩銀壹貫ニ上ノ七匁中下ノ可有其掟了

一 銀よるぬき事、但南京これ錢ハよるへし

付仁義禮共ニ南京禁制之事

一番匠作料之事、銀子八分

一 疊さく作料十帖ニ貳百文

一 駄賃荷一疋ニ卅貫目一里卅文、付人ハ半分とるへし

一 渡賃ハ一人別壹人荷クケ人足只馬ハ二文、荷馬ハ三文

(後略)

(「大日本古文書 家わけ第九 吉 文書別集」所収「石見吉川家文書」)